



「新しい日本」における経済法制のあり方
— 活力ある経済社会の実現のために —

(本 文)

社団法人経済同友会 2002年12月

< 目 次 >

．はじめに	1
．市場メカニズム重視を基本としたルールの確立	2
1．業法等を見直し、選択肢の創出・提供を妨げる参入規制を廃止・削減する	2
2．独占禁止法を見直し、選択肢の創出・提供を妨げる行為を的確に規制する	2
3．知的財産法を整備し、選択肢の創出・提供を促進する	3
4．情報開示に関する規制を整備し、市場参加者の自由な選択を促進する	3
5．セーフティネットを整備し、市場を補完する	4
．公正で透明なルールの確立とエンフォースメント体制の再構築	5
1．公正で透明なルールを確立する	5
2．企業・経営者における自己規律を徹底する	5
3．企業・経営者によるルールの主体的な提案を促進する	6
4．立法インフラを整備し、国会による透明かつ迅速な立法を促進する	7
5．ルール違反に対する監視・制裁体制を整備し、行政による事後監視を徹底する	7
6．公共工事・政府調達制度等を見直し、行政における効率性・規範性を確保する	8
7．実効ある司法改革を実現し、司法を中心とした事後調整を徹底する	8
．おわりに	9

資料：現行法の見直しについての詳細	10
1．独占禁止法	10
（１）一般集中規制の廃止	10
（２）市場集中規制における判断基準の明確化	10
（３）違反行為に対する制裁体系の整備.....	11
（４）公正取引委員会の総務省からの独立	11
（５）公正取引委員会への犯則調査権限の付与	11
（６）警告に際しての手続きの明確化	12
2．不正競争防止法	12
（１）営業秘密の侵害行為への刑事罰の導入.....	12
（２）営業秘密の侵害行為者の明確化	13
3．証券取引法（情報開示規制）	13
（１）国際会計基準に基づく連結財務諸表使用の制度化	13
（２）インサイダー取引規制におけるウェブサイト情報受領者の適用除外化	13
（３）目論見書におけるMD & A記載箇所の明確化	14
（４）投資勧誘時に使用可能な文書等の明確化	14
4．労働法	15
（１）有期雇用契約期間の上限の廃止	15
（２）派遣対象業務の拡大と派遣期間制限の廃止.....	15
（３）募集・採用における年齢制限の禁止	15
（４）年次有給休暇の年次進行の廃止	15
（５）裁量労働制の対象業務拡大と導入要件の緩和	15
（６）紹介予定派遣制度の法制化	16
（７）解雇ルールの法制化	16
5．行政法（公共工事・政府調達関連規制）	16
（１）公共工事等の中小企業向け契約目標額、分離・分割発注、入札に係る地域要件の是正	16
（２）国の調達における随意契約可能な範囲の明確化.....	17
（３）公共工事に係る一般競争入札における公告期間の設定及び延長.....	17

．はじめに

グローバル化の進展により、地球規模で、人・モノ・カネ・情報・サービスが移動するようになり、その繁栄を一国単位だけで考えられる時代ではなくなっているなかで、世界にも魅力ある国として認められる経済社会を実現することが、21世紀における日本の重要な課題である。

このような認識に立ち、経済同友会では『21世紀宣言』において、目指すべき「新しい日本」の姿を、“何よりも、個人が将来への希望を持ち、それぞれの可能性に積極的に挑戦し、生きがいを実現していくことができるような社会であり、また多様な個人のエネルギーを活かすことのできる社会”と定義し、その実現に向けた取り組みに努めている。

しかし、我が国の現状を見ると、戦後の経済成長を実現してきた官主導的な経済社会システムは、グローバル化・市場経済化の進展に伴い、様々な弊害を生んでいる。長年に亘る裁量的な行政の関与は、個人については行政への過度の依存や自律・自助と自己責任意識を希薄化させるとともに、企業については生産性が低く、競争力を失ったものも温存するなど、経済社会に非効率性と不透明性を生み、各経済主体が活動を行う際の不信感や不正感、不確実性を増大させている。そして、その結果、我が国は、必ずしも自由で公正な条件の下で多様な民間活力が十分に発揮されない場として、現在、国内外において魅力なきものと映るに至っている。

したがって、世界にも魅力のある「新しい日本」を実現するためには、自由で公正な活力ある経済社会を実現すべく、経済社会における効率性と透明性を確保することが必要不可欠となり、経済社会の基盤となるべく経済法制についてもこの方向性に則した見直しが必要である。また、より喫緊の視点に立てば、グローバル化やIT化に伴う雇用の流動化や知的財産の重要性の高まりなど、我が国が現在直面している経済社会環境の変化は著しく、これに対する経済法制の見直しも併せて必要となる。

このような観点を踏まえ、「経済法制委員会」では、あるべき経済法制の姿、ならびに経済法制をめぐる役割分担のあり方などについて検討してきたところである。以下、本提言では、その検討結果に基づいて、「新しい日本」における経済法制に対する基本的な考え方について提言したい。

市場メカニズム重視を基本としたルールの確立

市場メカニズムは、中長期的には資源の最適配分を実現し経済に効率性をもたらす有力な手段であるとともに、一方で、「市場の失敗」等、市場には限界があるのも事実である。市場メカニズムが機能する範囲は決して固定的なものではなく、市場参加者の価値観や意識レベルの変化に伴い市場の「解」も変わるダイナミズム（「市場の進化」）を有している。すなわち、経済社会における効率性を確保することに加え、個人の多様な価値観を実現するためにも、市場メカニズムを最大限に活用していくことが有効である。したがって、「新しい日本」における経済法制としては、まず何よりも、市場メカニズム重視を基本としたルールの確立が求められる。

1．業法等を見直し、選択肢の創出・提供を妨げる参入規制を廃止・削減する

市場メカニズムを十分に機能させるためには、市場参加者において多様な選択肢が確保されていることが必要である。したがって、経済法制においては、まず、多様な選択肢の創出・提供を可能にすべく、業法等による事前の参入規制について、消費者保護の観点から踏まえつつ、廃止・削減を行わなければならない。

特に、現在の電気通信事業法では、自ら通信設備を有する第1種電気通信事業者の新規参入に際して、許可制を採っているが、現在のIT化・知識社会化の進展状況をも鑑み、迅速かつ多様な情報を供給するブロードバンドに対して、利用者への多様な選択肢を確保するためにも、当該参入規制については、廃止をするか、少なくとも届出制に改めるべきである。

2．独占禁止法を見直し、選択肢の創出・提供を妨げる行為を的確に規制する

選択肢の多様化を図るためには、これを妨げる、つまり他者による選択肢の創出・提供を妨げる行為を規制することも必要である。現在、我が国では、こうした行為に対しては主に独占禁止法により規制を行っている。しかし、現在の独占禁止法には、過剰規制や制度矛盾が一部存在し、当該規制等により、提供者（主として企業）の活動が無用に制限され、より魅力的な選択肢の創出を妨げることにもなっているため、まずは、これを見直す必要がある。

具体的には、国内市場における外形基準や市場シェアを主な判断基準として、大規模な企業グループの形成と合併等による企業結合を規制する、いわゆる一般集中規制と市場集中規制については、グローバル化時代における競争力強化に向けて、効率化を図るべく企業の（再編）活動を無用に制限している恐れがある。また、そもそも当該規制は、選択肢の多様化を妨げる実質弊害の蓋然性を的確に規制しているとも言い難い。したがって、一般集中規制については原則廃止とするとともに、仮に廃止できない場合でも、市場集中規制とあわせ、輸入を含めた新規参入の蓋然性等について、市場の実態を十分に反映すべく、判断基準や指標を明確に規定すべきである。

一方で、いわゆる私的独占、カルテル、共同ボイコットや不当廉売等の不公正な取引方法

等、実際の弊害行為を規制するには、そうした行為を的確に取り締まり、弊害の程度に見合った制裁を行う必要がある。しかし、現在の独占禁止法では、課徴金・罰金・損害賠償制度の3制度が混在していることに加え、特定の行為類型に偏った制裁体系となっており、まずは制度全体の整合性を勘案した制裁体系の見直しを行う必要がある。

加えて、公正取引委員会を総務省から完全に独立させるとともに、調査能力の向上を担保すべく十分な措置を行ったうえで国税当局や証券取引等監視委員会と同様の犯則調査権限を付与することも必要である。また、非法律的処理でありながら、規制手段として多用されている警告措置については、その手続面を含め、独占禁止法上に明確に規定すべきである。

3．知的財産法を整備し、選択肢の創出・提供を促進する

市場における多様な選択肢は、創作・発明等、提供者の努力の成果によりもたらされるものである。したがって、その創出・提供を促すためには、知的財産法によって、こうした成果物へのフリーライドを防止し、所有権・財産権等を保障する必要がある。現在、我が国ではグローバル化の進展により、産業競争力強化の一環として、発明や著作物、営業秘密等の付加価値の高い無形資産に対する重要性が高まる一方、IT化の急速な進展等により、その模倣や漏洩という負の効果も生じている。この問題を解消するためにも、特許等の知的財産権の審査・審判の迅速化をも含めた知的財産法を整備を早急に行う必要がある。

特に、営業秘密については、その重要性が一層高まっているなかで、特許法や著作権法により独占的利用を認められた特許や著作物に比べ相対的に保護体系が弱く、不正に流出する事例が増加しており、営業秘密の保護強化に向けた不正競争防止法の改正を行う必要がある。

具体的には、営業秘密を不正に入手し使用する者に対する制裁の手段として、民事の差し止め訴訟や損害賠償請求に加えて刑事罰を導入するとともに、雇用の流動化をも鑑み、侵害行為者となりうる労働者の範囲を明確に規定すべきである。

4．情報開示に関する規定を整備し、市場参加者の自由な選択を促進する

多様な選択肢の中から市場参加者が自己責任に基づいて自由に取捨選択をすることで、市場メカニズムが円滑に機能するようになる。したがって、その実現のためには、投資や消費等といった市場参加者のあらゆる活動の場面において、そうした取捨選択・意思決定が歪曲されないような環境の整備が必要である。

現在、我が国では、企業の株主・投資家への情報開示については、商法と証券取引法で規制されており、証券取引法適用会社については両法の基準に沿った二種類の財務諸表の作成が義務付けられることで、企業の負担が増すことに加え、投資家から見ても企業の財務状況がわかりにくいという問題が生じている。さらに、我が国の会計慣行は税法基準にも準拠しており、投資家の取捨選択をより円滑するためには、商法・証券取引法・税法のいわゆるトライアングル体制を整理し、可能な限り一元化を図ることが必要である。

具体的には、先の商法等の改正により、大会社については法務省令で定める連結計算書類の作成が義務付けられたが、当該省令の制定に際しては、商法と証券取引法との一元化を図るべく、連結計算書類が連結財務諸表規則に従うよう確実に規定するとともに、税法におけ

る連結納税制度と商法における配当可能利益との関係についても明確な規定が求められる。

よりグローバル的な視点に立てば、企業が国際的に遜色のない情報開示を行うためには、その拠り所となる会計基準について国際的調和を図ることが必要である。したがって、基準設定主体である企業会計基準委員会には、その目的に則した従来以上の迅速かつ的確な行動が求められる。加えて、米国会計基準だけでなく国際会計基準に基づき作成された連結財務諸表についても国内における開示に際して使用を認めることを制度化する必要がある。

また、情報開示に際しては、虚偽の情報を提供したり、重要な情報を秘匿する行為は厳に規制されるべきである一方、自主的な情報提供を抑制する規制は排除する必要がある。

例えば、企業の株主・投資家への情報開示については、現在の証券取引法では、公開企業の重要情報をウェブサイトにて入手した者がインサイダー取引規制（いわゆる 12 時間規制）の対象とされており、企業の自主的な適時の情報開示の妨げとなっていることから、当該規制については原則廃止として見直しを行うべきである。

同様に、株式公開のための募集に際して交付が義務付けられている目論見書について、その記載内容が法令化され、かつ記載事項が過去の情報に限定されるとともに、勧誘に際して、当該目論見書と異なる内容の表示を行うことが禁止されていることで、将来に関する情報等、投資判断に必要な情報の提供が妨げられている。したがって、新たな選択肢の創出・提供を可能にするベンチャー企業等の新規参入を促すためにも、目論見書に MD&A（経営者による財務状況及び経営成績の討議及び分析）記載箇所を明記するとともに、投資勧誘時に使用可能な文書等の範囲を明確に規定すべきである。

5 . セーフティネットを整備し、市場を補完する

市場には限界があり、個人の追求する多様な価値観の全てを市場を通じて実現することができないのも事実である。したがって、市場を補完し、市場メカニズムの機能する範囲を可能な限り広げるためにも、真の弱者に対するセーフティネットを整備する必要がある。

具体的には、病人や身体障害者、高齢者等の社会的弱者が健康で文化的な最低限の生活を維持するための、いわゆる社会保障法（健康保険法等の社会保険法、生活保護法等の公的扶助法、老人福祉法等の社会福祉法、食品衛生法等の衛生・医療法）に加え、現在の状況を鑑み、構造改革を進めるうえでの倒産法制や労働法制について見直しを行う必要がある。ただし、その際には、市場から取り残される真の弱者（個人）のみをセーフティネットによって市場に復帰させるという視点から行うべきである。

従来の労働法においては、全ての労働者を弱者と見なし、労働者の生活水準を高めるべく、セーフティネットの範囲を超えた様々な規制を施してきた。しかし、経済的にも豊かになり、ライフスタイル等に応じて働く、弱者の域を脱した労働者の出現により、労働に関する個人の自由な選択を可能とすべく、セーフティネットを超える過剰な規制については原則廃止する一方、自由な選択をサポートするものについては明確に規定する必要がある。

例えば、雇用・派遣契約期間の上限や採用時の年齢制限、年次有給休暇の年次進行、裁量労働制の導入要件等については過剰規制として原則廃止すべきであり、紹介予定派遣や解雇ルールについては個人の自由な選択をサポートするものとして明確に規定すべきである。

公正で透明なルールの確立とエンフォースメント体制の再構築

従来の官主導的な経済社会システムにおいては、行政が法案作成をリードし、骨格となる事項のみを法として定め、その実施にあたっては膨大な政省令やガイドラインを生むとともに、行政指導等を用いて事前予防的監督をすることで司法機能までも一部抱え込むなど、行政が広範な裁量権を有していた。しかしながら、自由で公正な活力ある経済社会を実現すべく、経済社会における効率性と透明性を確保するためには、これを本来の姿に戻し、経済法制として公正で透明なルールを確立するとともに、そのエンフォースメント（執行）体制について再構築する必要がある。

1．公正で透明なルールを確立する

経済社会における効率性を確保すべく、市場参加者の自己責任に基づく自由な活動を可能にするためには、経済社会のルールとして、十分な理解と信頼を得ることのできる法制を確立することが必要である。そして、そのためにはまず、経済法制に公正性を確保することが必要となる。

公正とは自他の立場を逆転させたとしても受容しうる理由により正当化できることであり、経済法制が保護すべき唯一のものとする。したがって、経済法制は公正を守るだけの必要かつ最小限なものとして「原則自由・例外規制」が貫かれるべきである。

また、公正によって守られるべきは「結果の平等」ではなく「機会の平等」であるから、新規参入の機会はすべての市場参加者に確保されていなければならない。したがって、参入規制は原則撤廃とする一方、既得権等を用いて選択肢の創出・提供を妨害する行為については厳に規制する必要がある。同様に、基準の都合主義的な使い分けであるダブルスタンダードについても公正とは相反することから、ルールの国際的調和を図るべく、グローバル的視点からみた日本特有の規制については原則廃止とすべきである。

経済法制が市場参加者の理解と信頼を得るためには、その透明性を確保することも極めて重要である。したがって、経済法制は、執行者たる行政による裁量の余地がない、透明かつ予見可能性の高いものであるとともに、その目的・趣旨について明確でなければならない。なお、透明性については、事後的な司法判断の蓄積によって得られるとも解されるが、この方法には必然的に不確実性が伴うため、必要な規制というのは、可能な限り、あらかじめ法による明文化を図るべきである。

2．企業・経営者における自己規律を徹底する

投資家・消費者という市場参加者が自己責任に基づいて、企業・経営者が提供する多様な選択肢の中から自由に取捨選択を行う前提としては、企業・経営者に対する信頼感が必要不可欠である。そして、これを担保するためには、企業・経営者において、「コンプライアンス」「ディスクロージャー」「アカウンタビリティ」という自己規律が求められる。

市場参加者にとって法を遵守することは最低限の資格であるが、特に、企業においては、

行動憲章や倫理綱領によるだけでなく、経営者自らが、社内の全ての部署における不正の危険性を常に把握し、その危険性及び法の目的・趣旨を社内の隅々にまで理解・共有させることでの確に法を遵守させ、不正を未然に防止することが求められる。

また、不正行為をおかす社員を内部の相談や通報機能によって思い止まらせ、広く社内外への被害を未然に防ぐことも、企業・経営者の重要な責務である。したがって、通報者を保護するという前提の下、社内での不正行為を外部への通報がなされる以前に経営者や顧問弁護士等に通報させる内部通報制度については、今後積極的に採用していく必要があるが、いずれにしても、経営者は自らの企業の組織に応じたコンプライアンス体制を迅速かつ確実に構築する必要がある。

また、企業は市場メカニズムの評価に身を晒すべく、自ら積極的にディスクロースすることも必要である。したがって、法制による情報開示はもちろんのこと、事実を正確に伝え他の市場参加者との情報の非対称性を解消すべく、自らの活動の結果に対しては、情報提供を積極的に行うとともに、明確に説明を行う責任（アカウンタビリティ）がある。

一方、ディスクロースは自らの市場での活動を公に明らかにすることであるから、不正防止の面でも最も効果的なものであり、経営者はコンプライアンス体制を含む内部統制システムを早急に構築するとともに、それをディスクロースすることが必要である。

3 . 企業・経営者によるルールの主体的な提案を促進する

企業・経営者は、これまでも経済法制を補うものとして自主ルールを定めるなど、市場におけるルールづくりの役割を担ってきた。しかし、スピードを競うグローバル化時代においては、これに加え、経済法制そのものについても、その内容に関して主体的な提案を行っていかねばならない。

そもそも経済法制については、常に市場と向き合い、市場で活動している市場参加者がその必要性を最も強く感じている。したがって、立法の権限はあくまで国会にあるものの、その内容については市場における大きなプレーヤーである企業・経営者が主体となって提案するのが当然の姿と言え、実際に、市場における法的ルールである会計基準については、既に多くの国において、企業・経営者を含む民間機関によって設定されている。

また、経済社会環境の変化に対応すべく経済法制については、その法制化に際して、迅速性と明確性に限界があることに加え、市場においては自己責任原則が求められることから、それらを補うものとして、自主ルールや実務慣行に基づくベストプラクティスを企業・経営者が先んじて広く世の中に公示していくことが必要になる。その際、その実効性を確保するためにも、そうしたルールを経営者が自主的に遵守することは、株主代表訴訟等においても一定の防御壁として機能すべく、経営者としての善管注意義務を果たしていることの証跡になると考えられるべきである。当然のことながら、これらが法の趣旨を逸脱したり、いわゆる民規制等の過剰なルールになってはならないが、この問題についてもディスクロースやアカウンタビリティを強化し、長期間、市場や第三者の評価に晒されることにより、共有化・正当化・権威化を図ることで解決できるものとする。

4．立法インフラを整備し、国会による透明かつ迅速な立法を促進する

経済法制のエンフォースメントにおいて、行政による裁量的な介入を原則排し、市場参加者による法の遵守を促し、法がその役割を十分に果たすためには、法の透明性・迅速性を可能な限り高める必要がある。現状、この役割については、政省令やガイドライン等を制定することにより、行政がその多くを担っているが、そもそも国会が唯一の立法機関であり、執行されるべきルールは国会に提案され、そこでの厳正な審査を経たうえで決められるはずのものである。すなわち、第一次的には国会が法の透明性・迅速性を確保する役割を担うべきであるが、近年、議員提出法案が増えたとはいうものの、国会が十分な立法機能を発揮し得ていないがために、それが不可能な状態になっている。

したがって、経済法制の透明性・迅速性を高めるためには、国会における立法機能を強化する必要がある。具体的には、予見可能な事態については極力、法における明文化を図るべく、最終的には法の受入側にもなる市場参加者から広く意見を聴取し、様々な立場からの議論と、認識の共有を可能にする公聴会制度や参考人制度を一層積極的に活用する必要がある。

そうした既存の制度を十分に活用したうえで、さらに、市場参加者との十分な対話と内閣提出法案に対する国会での実質的な審議を可能にし、かつ、経済学的分析等を用いた経済法制の実体経済への影響の検証により、環境変化への迅速な対応（立法・廃止・改正）を可能とすべく、議員のための専門スタッフ、及び議院法制局の充実、並びに議会自体に高度な専門家集団としての直属の調査スタッフを、経済社会全体におけるコスト面を勘案しつつ、経済社会のインフラとして整備していくことも必要である。

5．ルール違反に対する監視・制裁体制を整備し、行政による事後監視を徹底する

不正のない経済社会を実現し、その透明性を高めることこそが、市場メカニズムを通じて、経済社会が効率性を確保するための前提である。そのためには、まず何よりも、市場参加者において、自己責任原則の下、自らが不正をしないという自己規律が求められる。そして、それを制度的に保障するとともに、経済社会におけるあらゆる活動の場面において、市場参加者の責任と権限の範囲を可能な限り明確にするためにも、行政による透明かつ厳格な事後監視体制とルール違反に対する制裁体系の整備が必要になる。

その際、まずは、経済法制の違反行為に対する罪と罰とのバランスについて、現在の経済社会環境を踏まえ、新たな目で見直しを行う必要がある。そして、そのうえで、違反行為に対する行政による事後監視を補うものとして、不正の内部通報に関する社内制度が構築されていない場合においても、通報による不利益な扱いから通報者を保護すべく、公益通報者保護制度の法制化が必要になる。加えて、不正の摘発と不正の責任主体の確定を容易にするという観点から、刑事免責制度や司法取引制度の必要性についても、今後広く議論を尽くしていくことが必要になる。

また、刑事手続には厳格な証明を要すべきであり、そのためには、事後監視を行うに際して相当規模での捜査力が必要となることから、犯罪捜査において主な役割を担っている警察と検察、並びに、専属告発権を有する公正取引委員会、犯則調査権を有する証券取引等監視委員会については、量的かつ質的な体制の見直しが強く求められる。

6 . 公共工事・政府調達制度等を見直し、行政における効率性・規範性を確保する

経済社会における効率性を確保するためには、公共事業の発注等の場面では自ら直接の市場参加者となる行政においても、徹底した効率化を図ることが必要である。加えて、実際の発注等に際しては、経済社会における透明性を確保すべく、民間の市場参加者に対し不正等を誘発することのないよう、公正・透明かつ規範的な行動が求められる。そのためには、まず、「民間でできるものは官は行わない」という基本理念に立って、いわゆる官製市場（公的関与の強い市場、及び公共サービス分野）への民間参入を拡大するとともに、従来のばらまきの公共事業について、IT化社会の実現に向けた、真に必要な情報インフラの整備等のみに厳選することが必要である。そして、そのうえで、さらに、行政による公正・透明かつ効率的な発注・調達が行われるべく、運用面を含めた入札・発注制度等の見直しを行う必要がある。

具体的には、公共工事等の発注に際して、高い技術力やコストパフォーマンスを有する企業の参入を妨げ、公共工事等における非効率性を助長している、官公需法等に基づく、中小企業者との契約目標額の設定、分離・分割発注の推進、入札資格における過度の地域要件の設定等について改める必要がある。

また、政府調達における効率性を確保するために、特殊な技術を持つ企業に対しては、不当廉売等を誘引し、不公正な取引が行われることのないよう、その契約内容・理由等についての情報公開を義務付けるなどの一定の条件を課したうえで、随意契約を可能とすべく、国の調達においても、WTO協定に沿う形で明確に規定すべきである。

さらに、入札手続における透明性向上の観点からは、国の行う一般競争入札と同様に、地方公共団体の入札についても、公告期間の最低基準を規定するとともに、その期間について大幅に延長すべきである。

なお、行政における効率性・規範性を監視する手段としては、官製談合防止法の的確な運用とともに、会計検査院が従来以上に行政における経済性・効率性等についての検査を徹底し、かつ、各府省への政策評価において第三者機関が的確に評価を行うことが求められる。

7 . 実効ある司法改革を実現し、司法を中心とした事後調整を徹底する

市場メカニズム重視を基本とした、必要かつ最小限の経済法制の下では、ルール違反に起因する紛争の事後調整の必要性が高まることから、司法の果たすべき役割がこれまで以上に重要になり、公正・迅速かつ透明な紛争解決・制裁判断を主目的とした、真に実効ある司法改革の推進・実現が求められる。

我が国においては、裁判に多くの時間を要し、かつ、その費用が高いために司法機能が活用されないなど、紛争の事後調整機能が十分でないことが裁量的な行政関与を正当化させることの理由ともなっており、この是正のためにも司法機能の充実が必要である。

特に、民事司法においては、同様の理由から、今後、弁護士等の民間の仲裁人（arbitrator）による裁判外の紛争解決手段（ADR）の必要性が高まることが予想されることから、制定以降、実質的な改正がほとんど行われず、現状十分な機能を果たしていない仲裁法制については早急な整備が必要である。

. おわりに

近年、商法、倒産法を始めとして、経済法制については、従来にはないスピードで大幅な改正作業が行われてきた。しかし、「新しい日本」においてあるべき経済法制を実現すべく、今回提言した事項には、従来から指摘されていたことも数多く含まれており、実際には未だ解決されていない状況を見ると、早期に処理すべき課題が今日に至るまで先送りされてきたことの証左でもある。現在の我が国の閉塞感を打破するためにも、今こそ、政官民を挙げた徹底的な取り組みが求められるところである。

特に、我々経営者においては、この課題解決に向けて、市場において自ら規律ある行動を実践していくとともに、投資家・消費者・労働者等の他の市場参加者と協調しながら、あるべき経済法制、及び、それを支える自主ルール等の市場のルールづくりを進める際に主導的な役割を担っていく必要がある。したがって、経済同友会では、その実践の場として、今後とも、経済社会における環境の変化等に対する現行法の問題点について、随時、検討を行っていくとともに、適宜、提言を行っていく所存である。

以 上

資料：現行法の見直しについての詳細

1. 独占禁止法

(1) 一般集中規制の廃止（独占禁止法9条）

現在の独占禁止法では、「事業支配力が過度に集中することとなる会社」の設立を禁止している。具体的には、当該会社グループの形態を規定し、その国内会社の総資産が一定額を超える場合には、事業年度毎に報告書の提出を義務付けるとともに、新たに設立された会社で総資産が当該額を超える場合には、その旨の届出を義務付けることで規制をしている。

しかし、こうした一般集中規制は、日本固有の規制であり、戦前・戦中の財閥という特殊な企業形態によってもたらされたものである。一方、現在の経済実態は、時価会計制度の導入、株式持ち合い解消の進展により、立法当時とはかけ離れたものとなっていることから、そもそも当該規制は、その存在意義を失っていると言える。加えて、企業グループの国内市場での規模のみに着目して外形的な規制を課すことは、グローバル化時代における競争力強化に向けて効率化を図るべく企業の（再編）活動を、無用に制限している恐れもあることから、当該規制は原則廃止とすべきである。

仮に、9条による一般集中規制が、大規模な企業グループ形成の結果、公正な競争を妨げることを規制するものだとしても、その判断基準は、ガイドラインによれば、資産額・売上高・売上高シェアという外形的基準のみとなっており、実質弊害（少なくとも、その蓋然性）を規制するものとは言い難い。したがって、即座には9条が廃止できないにしても、事業支配力の過度集中に対する蓋然性の判断基準において公正性・透明性を高めるべく、外形基準以外の質的基準（参入、輸入の可能性等）を規定すべきである。

(2) 市場集中規制における判断基準の明確化（独占禁止法10条，13～16条）

現在の独占禁止法では、株式保有、役員兼任、合併、営業譲受けが「一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合」の企業結合を禁止している。こうした、いわゆる市場集中規制は、市場支配力の行使による実質弊害規制ではなく、その蓋然性についての規制であり、蓋然性の判断は極めて公正に行われる必要がある。

一方、現行の判断基準はガイドラインによれば、市場における当事会社の地位、市場の状況、その他の要因ということであり、具体的には「市場シェア」「競争者の数・集中度」「参入」「輸入」「効率性」等を判断要因の項目としている。しかし、市場において競争を誘引する「参入」「輸入」、及び企業結合の最大の目的である「効率性」については期間や規模等の客観的指標に関する言及はなく、実際の判断においては、公正取引委員会の裁量により、「市場シェア」が重視される傾向がある。その結果、企業の自由な活動の芽を摘んでしまうだけでなく、独占禁止法の究極の目的である一般消費者の利益をも損なってしまう恐れがある。また、「市場シェア」についても、株式所有比率によるシェア算出方法の違いに関する言及がないため、当事会社グループのシェアを合算する際には、結合関係が相対的に弱い（例えば、少数持分で結合関係が認められるとき）場合においても、単純に100%で合算することとなり、「市場シェア」を過大に算定している恐れがある。

したがって、市場集中規制を公正かつ透明なルールとして確立するためには、その判断基準において、「参入」「輸入」「効率性」について、市場の実態を十分に反映すべく、指標を明確に規定する必要がある。加えて、結合の度合いによるシェア算出方法の違い（基準）についても明確に規定すべきである。

（３）違反行為に対する制裁体系の整備（独占禁止法 7 条の 2，25 条，89～95 条）

現在の独占禁止法では、違反行為への制裁措置として刑事罰と課徴金の 2 制度が存在する。そのうち、課徴金は、カルテルによる「不当な経済利益の剥奪」として、原則としてカルテル対象商品の売上高に 6% を乗じて算定されている。しかし、そもそも 6% という数値は、1981～1990 年度の金融業を除く大企業の営業利益率の単純平均にその根拠の一つを置いており、現在の企業実体と比較すると、「不当な経済的利益の剥奪」の範囲を超えている。また、課徴金は「価格カルテル」と価格に影響のある「数量カルテル」のみを対象とし、競争に与える弊害の程度が相当と思われる「共同ボイコット」や「市場分割協定」等は対象としていないため、特定の違反類型に偏った制裁体系となっている。さらに、近年、違反行為に対する損害賠償が以前に比べ活発化しており、カルテルによる「不当な経済的利益の剥奪」という名目の下に、現実には損害賠償と課徴金という二重払いを強いられるのと同様の制度的矛盾が存在している。

公正かつ透明な市場は、市場参加者が独占禁止法を信頼し、その趣旨を理解したうえで自己責任原則に基づいて行動することにより確保されるわけであるから、違反行為に対する法執行についても、その侵害の程度に見合った公正・妥当な制裁が必要になる。したがって、市場参加者間の公正、及び独占禁止法の信頼性を確保するためにも、まずは、刑事罰を特に悪質な違反への制裁、損害賠償を被害者の救済、課徴金を違反行為の抑止のための手段として整理し直したうえで、運用面も含めた現行の課徴金制度を見直す必要がある。加えて、刑事罰と課徴金との併科によって制裁が違反との比例性を欠くことのないよう措置するなど、制度全体の整合性を勘案した制裁体系の整備を行うべきである。

（４）公正取引委員会の総務省からの独立（独占禁止法 27 条 2 項）

公正取引委員会は、独占禁止法において「独立してその職権を行う」と規定されているものの、実際には、総務省の外局に位置し、組織的には総務省の所轄に属している。しかし、経済法制の基本となるべく独占禁止法の専属的な執行機関である公正取引委員会については、現実的にも、厳格な中立性と独立性とが求められるべきである。したがって、通信政策等を担う総務省からの独立性・中立性を確保するためにも、公正取引委員会は総務省から完全に独立させ、内閣府の外局とするなどすべきである。

（５）公正取引委員会への犯則調査権限の付与（独占禁止法 35 条 9 項，46 条）

独占禁止法違反に対しては、公正取引委員会が独占禁止法の専門的な運用機関として設けられているという趣旨の下、公正取引委員会に専属的な告発権が認められ、その告発が公訴提起の要件となっている。そして、公正取引委員会は事件の調査のために、関係人への陳述や書類の提出を強制し、立入検査を受認させるなどの権限が与えられているが、「犯罪捜査のために認められたもの」とはされていない。

しかし、公正取引委員会のみが告発権限を有している以上、告発を行うに当たっての調査を効果的に行うためには、国税当局や証券取引等監視委員会のように犯則調査権限を持つことが妥当である。また、当該事件に関して告発が行われた場合には、公正取引委員会の調査が結果的に犯罪調査に繋がることになるのに対し、その調査権限が犯罪調査の認められたものではないと規定されていることは整合的でない。一方、公正取引委員会の立入検査については、裁判官による令状を必要とせず、事件関係人の陳述を罰則によって強制する点で、令状主義を定め、黙秘権を保障する憲法に違反するとの見解もある。

したがって、違反行為を的確に取り締まるとともに、独占禁止法の法的安定性を高めるためにも、事務総局に加えるべき検察官を大幅に増員するなど、公正取引委員会における調査能力の向上を担保すべく十分な措置を行ったうえで、搜索・差押の令状請求権を含めた犯則調査権限を公正取引委員会に付与すべきである。

(6) 警告に際しての手続きの明確化(独占禁止法 45 条 4 項)

公正取引委員会が競争秩序を回復するために、違反行為者に対して違反行為の排除措置を命じる正式の手続きとして、審査、勧告、審判、審決の過程が独占禁止法に規定されている。しかし、近年、公正取引委員会は、勧告等の法的措置をとるに足る証拠が得られなかった場合に、独占禁止法に規定のない非法律的処理である警告により事件を処理している。ただし、警告は、その内容が公表され、被警告者は社会的制裁を受ける一方、法律的处理である勧告とは異なり、応諾できない場合にも警告内容に対する不服申し立てができず、警告を行う前の審査段階において、事件関係人の弁護人による意見陳述も実体として認められていない。また、警告内容の公表においては違反被疑行為の概要が示されるが、警告の根拠、関係人サイドの意見等は示されておらず、独占禁止法の適正かつ公正な運用とは言い難い面がある。

したがって、市場参加者の活動を無用に制限することなく、かつ、公正な市場を確保し、独占禁止法の透明性を高めるためにも、警告前に弁護人を含む関係人による意見陳述を認めることなどの手続面を含め、まずは、警告措置について独占禁止法上に明確に規定する必要がある。加えて、警告の内容公表に際しては、その根拠を明確かつ客観的に示すなどの運用面の見直しもあわせて行うべきである。

2. 不正競争防止法

(1) 営業秘密の侵害行為への刑事罰の導入(不正競争防止法 13 条, 14 条)

わが国の企業活動における営業秘密の重要性が一層高まっているなか、営業秘密が国内外の競争会社に不正に流出し、公正な競争が妨げられることで、企業が競争力を損なうことが懸念されている。しかし、現在の不正競争防止法では、欧米などの諸外国とは異なり、営業秘密を不正に入手し、これを使用するライバル企業等に対しては、民事の差し止め訴訟や損害賠償請求訴訟は起こすことはできるが、罰金や懲役等の刑事罰はない。

したがって、公正な競争を促進するとともに、営業秘密の侵害行為に対するルールグローバル化を図るためにも、著作権などの知的財産権と同様、営業秘密の侵害行為に対して、その適用対象・要件を明確に規定したうえで、刑事罰を導入すべきである。

(2) 営業秘密の侵害行為者の明確化 (不正競争防止法 2 条 4 ~ 9 項)

営業秘密は転職に伴い他社に漏れる場合もあり、転職者への対応が必要となる。しかし、現在の不正競争防止法における営業秘密の侵害行為の類型においては、雇用関係の有無等についての規定は存在せず、従業員による営業秘密の侵害に対する保護については、判例により、その基準が示されているに過ぎない。具体的には、雇用継続中については秘密保護に対する明示的な規定が必要なこと、補助業務以外の従業員については退職後 2 年間の競業禁止義務は公序良俗に反せず有効であることなどの基準があるが、「職業選択の自由」原則との関係上、企業側は十分な対策をとることが困難となっている。一方、ドイツ法では営業秘密保護の義務を負うべき者として従業員を明示するとともに、営業秘密の保護は雇用関係中に限定されている。具体的には、退職者を制約するために特約の締結を要するところ、商法により、退職後の競業禁止契約の制限 (書面契約、最終年俸の 2 分の 1 以上の年額保障、使用者の必要性、従業員の生計を不当に困難にしない、雇用契約終了後 2 年まで) を規定し、労働者の保護を図っている。

したがって、営業秘密を保護すべく不正競争防止法の透明性を高めるためには、不正開示者となりうる労働者の範囲を明確にする必要がある。加えて、退職者についても、不利益を被ることのないよう、使用者に対して代償等の条件を課したうえで、競業禁止契約の締結を認め、契約締結中は不正競争防止法上の不正開示者となりうることを明確にすべきである。

3 . 証券取引法 (情報開示規制)

(1) 国際会計基準に基づく連結財務諸表使用の制度化 (証券取引法 193 条 , 連結財務諸表規則 87 条)

現行の連結財務諸表規則では、一定の条件の下、米国 S E C に米国式連結財務諸表を登録している日本企業が、証券取引法上の連結財務諸表の作成基準として米国会計基準を適用することは認めている。一方、E U では、2005 年から域内に上場する企業の財務諸表については国際会計基準の適用を義務付けることとしている。したがって、情報開示におけるダブルスタンダードを回避し、会計基準における国際的調和を図るためにも、国際会計基準に基づき作成された連結財務諸表についても、米国基準と同様、国内における開示に際して使用を認めることを制度化すべきである。

(2) インサイダー取引規制におけるウェブサイト情報受領者の適用除外化 (証券取引法 166 条 4 項 , 同施行令 30 条)

現行のインサイダー取引規制では、内部者 (内部者、準内部者、第一次情報受領者) は、重要情報の公表がなされた後、一定期間経過後に規制が解除され、株式等の取引が可能になる。そして、その要件としては「発行会社による“全国的な複数の報道機関”への情報公開後、“12 時間の経過”」が求められている。すなわち、公開企業の自社ホームページへの重要情報の掲載は法的な公表措置としては認められていないため、ウェブサイトでの情報入手者は、第一次受領者として規制対象に置かれることになる。一方、マスコミ報道によって当該

事実を知った者は、その時点から当該株式等の取引が可能となり、投資家間の不公平を招いている。また、企業サイドでは、上記の不測事態を防止するために、敢えてホームページへの重要事項発生の事実の掲載を遅らせるようコントロールしている実態があり、適時情報開示の妨げとなっている。しかし、そもそも、法令上の公表措置規制の趣旨としては、真の内部者とそうでない者との情報の格差解消に過ぎず、いわゆる 12 時間規制についても、日中限られた時間内での流通市場の開設と新聞による情報伝達を前提にしたものと考えられる。

したがって、情報受領者間の公正と情報開示における多様な選択肢を確保し、インサイダー取引規制の透明性を高めるべく、ウェブサイト上で情報を受領した投資家については、第一次受領者としての規制の対象外とすべきである。もしくは、「公表」の定義そのものを見直し、ウェブサイトへの情報開示を報道機関へのそれと同等に位置付ける、あるいは、少なくとも現行の時間規制を大幅に短縮すべきである。

(3) 目論見書における MD & A 記載箇所の明確化 (証券取引法 13 条 , 企業内容等の開示に関する内閣府令 12 条)

現在の証券取引法では、株式公開のための募集に際して投資家への目論見書の交付が義務付けられている。そして、その内容については、法令により記載様式が定められていることに加え、記載事項は過去の実績情報に限定されている。一方、将来に関する情報については、記載箇所が明記されていないため、虚偽や誤解を招く情報の開示を禁ずる不実記載事項禁止規定に抵触する恐れがあるとして、実務的にも開示を行う際しての支障となっている。特に、産業分野を開拓し、将来の成長の可能性こそが企業価値の源泉であるベンチャー企業については、その投資価値を十分に伝えられないとともに、投資家にとっても投資判断に必要な情報の提供が妨げられている。

したがって、投資家に対する多様な選択肢を確保すべく、将来の予測に関する経営者の意見表明が可能となるよう、具体的には欧米と同様、目論見書に MD & A (経営者による財務状況及び経営成績の討議及び分析) の記載箇所を明記すべきである。その際、経営者が開示インセンティブを損なわないよう、一定の条件を課したうえで、記載内容が結果的に事実と反したとしても責任が回避されるべく、明確な免責規定も設けるべきである。具体的には、将来の予測に関する情報であることを明記するとともに、その予測と著しく異なる結果をもたらす重要な要因を示すことなどが条件として考えられる。また、経営者の責任範囲を明確にするため、一定の内部統制システムを構築し、かつ十分な開示がされている場合には、株主代表訴訟等においても経営者が善管注意義務を果たした証跡として解されるべきである。

(4) 投資勧誘時に使用可能な文書等の明確化 (証券取引法 13 条 5 項)

現在の証券取引法では、投資勧誘に際して法定目論見書と異なる内容の目論見書を使用すること、及び異なる内容の表示を行うことを禁止している。一方、補足文書等の使用の取扱いに関しては明確な基準が存在しないため、目論見書以外の多様な資料や情報の提供を行うに際して、実務上、相当な困難が生じている。

したがって、投資に関する市場参加者の多様な選択肢、及び、証券取引法における投資勧誘規制の透明性を確保するためにも、投資勧誘時に使用可能な文書・表示 (情報の提供方法) の範囲を拡大すべく、「異なる内容」の判断基準を明確にすべきである。

4. 労働法

(1) 有期雇用契約期間の上限の廃止（労働基準法 14 条）

長期の契約期間を認めると労働者の退職の自由を奪い、人身を拘束する恐れがあるとして、契約に際し期間を定める場合には、一部の職種を除いて、原則 1 年が上限とされている。しかしながら、労使双方において多様な雇用形態の実現を望みつつある現在においては、長期契約を認めたとしても、それが即、当該規制が想定するような事態になるとは考えられない。したがって、市場参加者である労働者の雇用機会と使用者の雇用契約における選択肢の多様化を図るためにも、有期雇用契約期間の上限規定については廃止をすべきである。

(2) 派遣対象業務の拡大と派遣期間制限の廃止（労働者派遣法 4 条，附則 4 項，40 条の 2，同施行令 2 条）

現在の労働者派遣法では、派遣可能な対象業務が制限されていることに加え、一部中高年者については時限的に 3 年に延長されているものの、特定の 26 業務を除き、原則 1 年が契約期間の上限とされている。しかし、現在 1 %にも満たない派遣労働者について、正規社員から派遣社員への、いわゆる「常用代替」の危険性を理由に適用範囲を制限するのは、労働者間に不公正を生じさせていることに他ならない。したがって、労働者の雇用機会に関する多様な選択肢を確保し、企業サイドの労働力調達手段における自由度を拡大するためにも、派遣業務の対象を拡げ、少なくとも需要の大きい「物の製造」については禁止規定を廃止する必要がある。同様の理由から、派遣期間の制限規定についても廃止をすべきである。

(3) 募集・採用における年齢制限の禁止（雇用対策法 7 条）

現在の雇用対策法では、労働者の募集・採用に際して、年齢に関わりなく均等な機会を与えるよう努めなければならないとされている。しかし、例外規定が多数設けられているため、現実的にはほとんどその努力義務が果たされていない。したがって、労働者間の雇用機会における公正を図るためにも、当該規定については、努力義務とせず禁止規定とすべきである。

(4) 年次有給休暇の年次進行の廃止（労働基準法 39 条）

現在の労働基準法における年次有給休暇制度については、勤続年数が増えるにつれ、与えられる休暇日数が増えるよう規定されている。すなわち、当該規定は実質的には同一企業での長期勤続を優遇した制度になっていると言え、いわゆる正規社員と非正規社員との間に不公正を生じさせている。したがって、勤続状況の違いによる労働者間の公正を図るべく、現行制度は廃止をすべきである。

(5) 裁量労働制の対象業務拡大と導入要件の緩和（労働基準法 38 条の 4）

現在の労働基準法では、企画業務型裁量労働制は本社等の事業場における企画・立案・調査・分析等の業務に限定されるとともに、制度導入の要件として、労使委員会の設置、同委員

会決議の労働基準監督署への届出等が課されている。しかしながら、ライフスタイル等に応じた柔軟な就労形態を求める労働者の能力を十分に発揮させるためには、使用者側でも、それに対応すべく選択肢の多様化を図る必要がある。したがって、裁量労働制の対象業務について、営業・渉外業務等への拡大を認めるとともに、対象事業場の制限を廃止することが必要である。加えて、その導入要件については、少なくとも専門業務型裁量労働制と同程度に緩和すべきである。

(6) 紹介予定派遣制度の法制化(労働者派遣法2条, 26条7項)

紹介予定派遣は、厚生労働省の通達により定義されているだけで、法律上の定義がない。そのため、職業安定法上の「労働者供給事業」の禁止規定に抵触するとして、また、労働者派遣法の規制を受け、事前の、求人・求職の意思確認、求人条件の明示、面接等が禁止されることなどを理由に、十分な利用がされずに至っている。したがって、労働者の雇用機会と企業の労働力調達手段における多様な選択肢を確保するとともに、労働法の透明性を高めるためにも、紹介予定派遣制度を法制化する必要がある。加えて、事前面接については派遣法の「派遣労働者を特定することを目的とする行為」の適用除外とすべきである。

(7) 解雇ルールの法制化(労働基準法19~21条)

解雇は、労働基準法においては、「30日前までの解雇予告」を義務付けているだけで詳細な規定はない。しかし、解雇の際に満たすべき要件が判例に基づき判断されていることから、企業サイドでは、判例に抵触することを懸念して解雇を避け、その結果、採用を抑制せざるを得ない状況に至っている。一方、労働者サイドでも、新規の就職希望者や再就職希望者等、訴訟当事者以外の利害は調整されず、かつ、不明確な基準によってもたらされる解雇不安により使用者に従属的になる恐れがある。したがって、企業の労働者に対する多様な選択肢の創出・提供を促し、労働者間、及び使用者と労働者間の公正を確保し、かつ、労働法の透明性を高めるためにも、解雇ルールを法制化すべきである。そのためには、まず、就業規則や労働協約等、労使間で個別に定めたルールに基づく解雇については原則容認することを明確に規定する必要がある。そのうえで、当該ルールが存在しない労使間においても、公正性を確保すべく、法制化が必要になる。そして、その際には、現在とは経済社会環境の異なる過去の判例上の要件を単にそのまま引用するのではなく、濫用的・便乗的な解雇を排除しつつ、不可避な解雇を認めるための明確な判断基準を規定するよう十分に留意する必要がある。加えて、事業開始後及び採用後の一定期間については、その適用除外とすべきである。

5. 行政法(公共工事・政府調達関連規制)

(1) 公共工事等の中小企業向け契約目標額、分離・分割発注、入札に係る地域要件の是正(官公需法3条, 4条, 7条, 中小企業者に関する国等の契約の方針)

現在の官公需法では、国や地方公共団体が発注する公共工事、物件買入れ等において、中小企業者の受注機会を拡大すべく、契約目標額や分離・分割発注の推進等が閣議決定されて

いる。しかし、当該目標額が過大（平成 14 年度、約 5 兆 380 億円、全体の 45.2%）となっていることに加え、分離・分割発注による公共工事等のコストアップと工期の長期化によって、公共工事等における非効率性を助長している。

さらに、地方公共団体の工事発注においては、同法に基づいて、地元事業者を優先すべく、その区域内において事業所を有することや過去の工事实績等を入札参加資格とするなど、地域要件を設定しており、高い技術力やコストパフォーマンスを有する企業の参入を妨げる要因となっている。

したがって、公共工事等の分野において公正な競争が行われ、行政における効率化を徹底すべく、当該規制について、廃止を含む是正を行うべきである。

(2) 国の調達における随意契約可能な範囲の明確化(国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令)

政府調達において一定額以上の案件についてはWTO（世界貿易機関）の政府調達協定の対象となって、一般的には公開入札の義務が課される。ただし、美術品若しくは特許権、著作権等の排他的権利の保護との関連を有するものに加えて、技術的な理由により特定の供給者によってのみ供給されることが可能であり、かつ、他の合理的な代替品等がない場合には、限定入札（随意契約）することが可能とされている。実際、我が国においても、地方公共団体による調達については、特殊な技術に係る物品若しくは特定役務の調達をする場合には、随意契約を許容することが法令化されている。

しかしながら、国の調達においては、当該随意契約が法令上、明確に規定されておらず、技術的な理由により特定の供給者によってのみ供給されることが可能な場合においても、公開入札を実施していることから、行政における非効率を生じさせている。したがって、政府調達における効率性を確保すべく、国の調達においても、WTO協定に沿った形で随意契約可能な範囲を明確に規定すべきである。なお、その際には、地方公共団体による調達も含め、不当廉売等を誘引し、不公正な取引が行われることのないよう、その契約内容・理由等についての情報公開を義務付けることなどが併せて必要になる。

(3) 公共工事に係る一般競争入札における公告期間の設定及び延長(予算決算及び会計令，国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令，地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令)

国が一定額以上の公共工事等に係る一般競争入札を実施する場合には、法令により、その入札期日の前日から起算して少なくとも 40 日前、それ以外の場合には 10 日前に、官報、新聞紙、掲示その他の方法により公告しなければならないとされている。一方、地方公共団体による場合については、公告は必要とされているが、期間についての定めはない。

したがって、公共工事等の発注に際して公正な競争が行われ、かつ、入札手続における透明性を確保するためにも、地方公共団体の入札において、国と同様の公告期間の最低基準を設ける必要がある。加えて、国においても地方公共団体においても、その期間について大幅に延長をすべきである。

以 上